

平成 25 年度「子ども・若者育成支援強調月間」関連事業

フォーラム
子ども・若者育成支援と貧困問題
～いのち輝く未来に向けて～

* プログラム *

開会：(13 : 00 ~ 13 : 05)

岩淵 豊 氏 (内閣府大臣官房審議官)

第 1 部：講演 (13 : 05 ~ 14 : 00)

「子ども・若者の貧困問題と求められる支援」

湯澤 直美 氏 (立教大学コミュニティ福祉学部教授・

「なくそう！子どもの貧困」ネットワーク共同代表)

小休憩 (14 : 00 ~ 14 : 10)

第 2 部：パネルディスカッション (14 : 10 ~ 15 : 55)

パネリスト：門田 光司 氏 (久留米大学文学部教授)
(50 音順)

原 和夫 氏 (東京都北区教育委員会広域スーパーバイザー)

山崎 敦史 氏 (NPO 法人青少年自立援助センター職員)

湯澤 直美 氏 (立教大学コミュニティ福祉学部教授)

進行：加藤 弘樹 氏 (内閣府参事官 (青少年企画担当・支援担当))

【主催：内閣府】

* 講師・パネリストプロフィール *

湯澤 直美（ゆざわ なおみ）

児童養護施設・母子生活支援施設にて10年間勤務。

現在、立教大学コミュニティ福祉学部教授。専門は社会福祉学。子ども／女性の貧困問題と社会政策をおもな研究テーマとしている。社会的活動として、全国母子生活支援施設協議会中央推薦委員・東京都社会福祉協議会「低所得世帯の子どもの支援のしくみプロジェクト」委員長等。編著書『対論 社会福祉学2 社会福祉政策』日本社会福祉学会編（中央法規出版、2012）『子どもの貧困白書』（明石書店、2009）『子どもの貧困 - 子ども時代の幸せ平等のために』（明石書店、2008）他。

門田 光司（かどた こうじ）

福岡県立大学教授及び福岡県立大学附属研究所不登校・ひきこもりサポートセンター長を経て、2012年度より久留米大学文学部社会福祉学科及び大学院教授。専門は学校ソーシャルワーク実践研究及び知的障害・自閉症の方の地域生活支援研究。社会的活動として、日本学校ソーシャルワーク学会代表理事、福岡県スクールソーシャルワーカー協会会長等。

編著書『学校ソーシャルワーク実践』（ミネルヴァ書房、2010）『スクールソーシャルワーカーのしごと』（中央法規出版、2009）『知的障害・自閉症の方への地域生活支援ガイド』（中央法規出版、2006）他。

原 和夫（はら かずお）

東京都北区教育委員会広域スーパーバイザー・保護司。

地域住民という立場から、不登校、非行少年・少女やその保護者、経済的・家族関係的な困難を抱えた家庭等を支える取組を実践する。教育機関をはじめ児童相談所や福祉事務所等との連携促進、東京都北区公立中学校に不登校となった生徒が通える「ひまわり教室」の設立・運営にもあたる。

出演『NHK放送 - 逆境を生き抜け～急増“チャイルド・プア”闘う現場～』

山崎 敦史（やまざき あつし）

特定非営利活動法人青少年自立援助センター職員。

足立区内の生活保護世帯を対象とした『若年層就労支援等プログラム』事業を担当し、社会参加に困難を抱える子ども・若者の就学・就労支援にあたる。生活保護世帯の子ども・若者やその家庭が抱える課題解決にアプローチするべく、訪問支援をはじめ同行支援、面談支援、情報提供、各機関との連携、時には精神的によりそえる存在となり、社会参加をサポートする。

第 1 部

講 演

フォーラム
 子ども・若者育成支援と貧困問題
 「子ども・若者の貧困問題と求められる支援」

立教大学コミュニティ福祉学部
 湯澤 直美

1. 日本における子どもの貧困の現代的態様

(1) 子どもの貧困率の悪化

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)による相対的貧困率の年次推移の公表(2011年7月)

全年齢層の貧困率 2003年:14.9% 2006年:15.7% 2009年:16.0%

2009年 = 2003年に比して1.1ポイント増・2006年に比して0.3ポイント増

子どもの貧困率 2003年:13.7% 2006年:14.2% 2009年:15.7%

2009年 = 2003年に比して2.0ポイント増・2006年に比して1.5ポイント増

子どもの貧困率のほうが悪化の割合が高い

図1

図2 相対的貧困率の算出方法

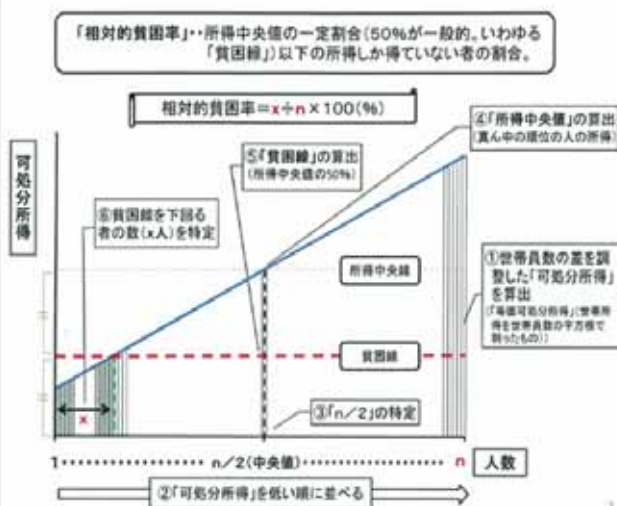


図1 「国民生活基礎調査」より湯澤作成

図2 出典: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/dl/h1020-3a.pdf> (2013年10月17日閲覧)

「世界子供白書 2005 危機に晒される子どもたち」(Unicef)

国連は、貧困を「十分な生活水準ならびにその他の市民的・文化的・経済的・政治的および社会的権利を享受するために必要な、資源・能力・選択肢・安全および権限を持続的にまたは慢性的に奪われていることが特徴である人間の状況」として捉えている。貧困は基本的な財およびサービスの剥奪であると同時に、人々の選択肢を広げ、可能性を完全に発揮できるようにする人権のその他の重要な要素 休息・余暇、暴力・紛争からの保護など の欠乏も含むのである。

(2) 突出するひとり親世帯の相対的貧困率

国際比較データ

図3

貧困率の国際比較(2008年)														
○ 日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準 ○ 「子どもの貧困率」は34カ国中24位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では31位														
相対的貧困率				子どもの貧困率				子どもがいる世帯の相対的貧困率						
						合計		大人が一人		大人が二人以上				
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.5	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	2.9	1	デンマーク	9.9	1	デンマーク	2.5
2	デンマーク	6.1	2	フィンランド	5.4	2	ノルウェー	4.6	2	ギリシャ	12.3	2	ノルウェー	2.9
3	ハンガリー	6.4	3	ノルウェー	5.5	3	フィンランド	4.7	3	フィンランド	14.2	3	スウェーデン	3.8
3	アイスランド	6.4	4	アイスランド	5.7	4	スウェーデン	6.0	4	ノルウェー	15.9	3	フィンランド	3.8
5	フランス	7.2	5	スウェーデン	7.0	5	スロベニア	6.4	5	スウェーデン	17.9	5	ドイツ	4.5
5	スロヴァキア	7.2	6	スロベニア	7.2	5	ハンガリー	6.4	6	韓国	20.8	6	フランス	4.9
7	オランダ	7.4	6	ハンガリー	7.2	7	オーストリア	7.2	7	スロヴァキア	20.9	7	チェコ	5.2
8	ノルウェー	7.8	8	オーストリア	7.9	7	チェコ	7.2	8	フランス	22.6	8	オランダ	5.3
9	オーストリア	7.9	9	ドイツ	8.3	9	フランス	7.4	9	ハンガリー	24.2	8	ハンガリー	5.3
10	フィンランド	8.0	10	チェコ	8.4	10	ドイツ	7.6	10	チリ	24.3	10	ニュージーランド	5.5
10	スロベニア	8.0	11	フランス	9.3	11	オランダ	7.8	11	ドイツ	26.5	10	スロベニア	5.5
12	スウェーデン	8.4	12	スイス	9.6	12	スイス	8.3	12	イギリス	28.5	12	オーストリア	5.6
13	ルクセンブルク	8.5	13	オランダ	9.7	13	韓国	8.6	13	スイス	29.6	13	アイスランド	6.0
14	ドイツ	8.9	14	スロヴァキア	10.1	14	スロヴァキア	8.9	14	スロベニア	29.7	14	スイス	7.0
15	アイスランド	9.1	15	韓国	10.3	15	ニュージーランド	9.6	15	オーストリア	30.8	15	ベルギー	7.3
16	スイス	9.3	16	ベルギー	11.3	16	アイスランド	9.7	16	イタリア	31.5	16	韓国	7.9
17	ベルギー	9.4	17	アイスランド	11.4	17	ベルギー	9.9	17	オランダ	31.9	17	オーストラリア	8.0
18	ギリシャ	10.8	18	エストニア	12.1	18	イギリス	11.2	18	スペイン	33.1	18	イギリス	8.3
19	イギリス	11.0	18	ギリシャ	12.1	19	ギリシャ	11.6	19	エストニア	33.6	19	スロヴァキア	8.6
19	ニュージーランド	11.0	20	ニュージーランド	12.2	19	オーストラリア	11.6	20	ベルギー	34.0	20	ルクセンブルク	9.7
21	ポーランド	11.2	21	イギリス	12.5	21	ルクセンブルク	12.2	21	ポーランド	34.8	21	カナダ	10.2
22	イタリア	11.4	22	ルクセンブルク	13.4	21	日本	12.2	22	ニュージーランド	35.6	21	日本	10.2
23	ポルトガル	12.0	23	オーストラリア	14.0	23	チリ	12.4	23	メキシコ	35.8	23	チリ	11.4
23	カナダ	12.0	24	日本	14.2	24	ポーランド	12.5	24	トルコ	36.4	24	ギリシャ	11.5
25	エストニア	12.5	25	ポーランド	14.5	25	カナダ	13.0	25	アイスランド	36.8	25	ポーランド	11.8
26	スペイン	14.0	26	カナダ	15.1	26	イタリア	14.0	26	チェコ	38.6	26	イタリア	13.2
27	オーストラリア	14.6	27	イタリア	15.3	27	スペイン	16.2	27	カナダ	40.7	27	アメリカ	15.0
28	韓国	15.0	28	ポルトガル	16.7	28	アメリカ	18.7	28	オーストラリア	42.7	28	スペイン	15.7
29	日本	15.7	29	スペイン	17.7	29	トルコ	19.3	29	イスラエル	44.9	29	エストニア	16.9
30	トルコ	16.9	30	アメリカ	21.6	30	エストニア	21.2	30	アメリカ	46.9	30	トルコ	18.9
31	アメリカ	17.3	31	チリ	22.4	31	メキシコ	22.2	31	日本	54.3	31	メキシコ	21.5
32	チリ	18.4	32	トルコ	23.5	32	イスラエル	22.5	32	ルクセンブルク	56.2	32	イスラエル	21.7
33	イスラエル	19.9	33	メキシコ	25.8	-	アイスランド	-	-	アイスランド	-	-	アイスランド	-
34	メキシコ	21.0	34	イスラエル	26.6	-	ポルトガル	-	-	ポルトガル	-	-	ポルトガル	-
OECD平均		11.1	OECD平均		12.6	OECD平均		11.1	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2

(出所)OECD(2012) Family database"Child poverty". 日本の数値は平成18(2006)年、デンマーク及びハンガリーの数値は2007年、チリの数値は2009年

出典：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunva/kodomo/kodomo_kosodate/dv/kaigi/dl/130725-02.pdf

図4 母子世帯の母・ふたり親の母の就業率:15 - 64 歳(2008 年)



注:日本のふたり親世帯の母の欄の数値は、原票には記載がなく、労働力調査(総務省)より15 - 64歳の女性の就業率を加筆したものである。

出所: http://www.oecd.org/social/family/oecdfamilydatabase.htm より湯澤作成

『教育と医学』2014年1月号 湯澤直美「母子世帯の貧困と社会政策」に掲載

図5 子どものいる世帯の貧困率:世帯類型・就労状況別(OECD 諸国・2008 年)

単位:%

国名	子どもの貧困率	現役世代の子どものいる世帯の貧困率					
		計	ふたり親世帯			ひとり親世帯	
			就労者なし	1人が就労	2人以上が就労	非就労	就労
日本	14.2	12.2	37.8	11.0	9.5	52.5	54.6
ルクセンブルク	13.4	12.2	40.6	17.2	4.9	81.7	47.6
アメリカ	21.6	18.7	84.1	30.6	6.6	91.5	35.8
メキシコ	25.8	22.2	68.7	34.7	11.2	48.2	31.6
エストニア	12.1	21.2	64.0	16.4	5.1	59.1	30.6
イスラエル	26.6	22.5	86.4	37.5	3.6	81.1	29.6
カナダ	15.1	13.0	73.7	27.5	4.9	84.9	29.3
トルコ	23.5	19.3	25.8	20.0	16.1	44.5	28.3
スペイン	17.7	16.2	88.8	29.3	5.2	68.8	26.7
オーストリア	7.9	7.2	31.8	16.0	1.9	57.9	25.9
アイスランド	5.7	..	100.0	19.1	1.9	..	24.7
オランダ	9.7	7.8	64.7	14.6	1.9	57.9	23.8
イタリア	15.3	14.0	79.3	22.5	2.7	87.6	22.8
ハンガリー	7.2	6.4	9.6	6.5	3.1	30.8	21.3
スロベニア	7.2	6.4	63.0	33.6	2.7	77.7	20.8
ポーランド	14.5	12.5	52.2	26.9	4.3	79.0	20.4
韓国	10.3	8.6	37.5	9.5	5.3	23.1	19.7
ベルギー	11.3	9.9	70.0	16.1	0.9	68.3	17.5
スロヴァキア共和国	10.1	8.9	83.6	21.6	2.5	69.0	17.1
オーストラリア	14.0	11.6	68.0	13.5	1.0	74.7	16.8
フランス	9.3	7.4	21.8	10.5	2.3	45.7	16.5
チェコ共和国	8.4	7.2	84.9	7.3	1.9	84.1	15.7
ニュージーランド	12.2	9.6	68.6	9.3	1.0	75.7	14.0
ギリシャ	12.1	11.6	37.3	21.8	5.3	81.5	12.3
ドイツ	8.3	7.6	23.2	3.7	0.6	46.2	11.6
スウェーデン	7.0	6.0	46.0	18.5	1.4	54.5	11.0
アイルランド	11.4	9.7	21.8	9.0	1.2	62.4	10.8
チリ	22.4	12.4	56.8	15.5	2.1	65.1	9.4
フィンランド	5.4	4.7	49.2	13.4	1.4	49.0	8.6
イギリス	12.5	11.2	31.5	9.7	1.4	47.8	6.7
ノルウェー	5.5	4.6	45.4	7.3	0.2	42.5	5.9
デンマーク	3.7	2.9	29.2	7.8	0.6	33.9	5.1
スイス	9.6	8.3	7.0	29.6	..
ポルトガル	16.7
OECD 平均	12.6	11.1	53.1	17.1	3.7	61.1	21.3

注:日本のデータは2006年、デンマークとハンガリーは2007年、チリは2009年

貧困率は、総人口の可処分所得の中央値の50%で設定

Source: OECD Income distribution questionnaire, version January 2012

出所: <http://www.oecd.org/social/family/oecdfamilydatabase.htm> をもとに作成

近刊「教育と医学」2014年1月号 湯澤直美「母子世帯の貧困と社会政策」に掲載

2. 深刻な子育て世帯の生活基盤と教育

(1) 生活基盤

生活資源の欠乏 過去1年間の経験(全体の平均値よりも上回る数値)

表6

	食料が買えなかった経験あり	衣料が買えなかった経験あり
全体	15.6%	21.1%
ふたり親世帯(2世代)	17.8%	25%
ひとり親世帯(2世代)	38.4%	46.8%

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「2007年社会保障・人口問題基本調査」より湯澤作成

全体平均よりも子育て世帯のほうが経験率は高い。

表7 母子世帯の母の学歴階層別統計(就業・年収・養育費・児童扶養手当・生活保護)

	N (100%)	就業率		従業上の地位				不就業率		平均年間収入		養育費			児童扶養 手当受給 率	生活保護 受給率
		母子世帯 になる前	現在	正規の職員/従業員 母子世帯前	現在	派遣・パート・アルバイト等 母子世帯前	現在	母子世帯 になる前	現在	就労収入	世帯 の収入	取り決め 率	現在受給 率	受給経験 なし率		
中学校	215	71.2%	70.7%	14.4%	19.7%	69.9%	71.1%	27.9%	24.2%	129万円	222万円	20.7%	6.7%	73.2%	81.7%	33.5%
高校	776	73.6%	82.0%	27.8%	37.1%	61.1%	57.1%	25.6%	13.8%	169万円	274万円	35.2%	17.6%	62.4%	79.2%	13.6%
専修・各種学校	226	78.8%	84.1%	38.2%	50.5%	45.5%	39.5%	21.2%	13.7%	201万円	319万円	38.8%	23.0%	59.6%	65.7%	8.7%
短大・高専	264	76.5%	83.7%	29.2%	44.8%	55.4%	44.8%	23.1%	12.5%	193万円	301万円	51.9%	28.4%	52.4%	67.0%	6.5%
大学・大学院	111	68.5%	85.6%	48.7%	52.6%	39.5%	28.4%	30.6%	11.7%	297万円	437万円	51.8%	34.9%	44.6%	49.1%	9.3%
その他	25	76.0%	72.0%	36.8%	44.4%	57.9%	55.6%	24.0%	24.0%	182万円	301万円	42.9%	28.6%	9.5%	68.0%	16.0%
学歴把握者計	1617	74.1%	81.1%	29.4%	39.6%	57.5%	52.0%	25.2%	15.0%	182万円	292万円	38.0%	20.0%	60.6%	73.4%	14.1%
総数	1648	73.7%	80.6%	29.5%	39.4%	57.4%	52.1%	25.4%	15.0%	181万円	291万円	37.7%	19.7%	60.7%	73.2%	14.4%

注: 「総数」は、学歴が把握できた実数であり、学歴不詳を除いている。

「就業率」「不就業率」「養育費」は、不詳の値を含めた「総数」に占める割合である。

「正規職員/従業員」「派遣・パート・アルバイト等」は、「現在就業している者」に占める割合である。

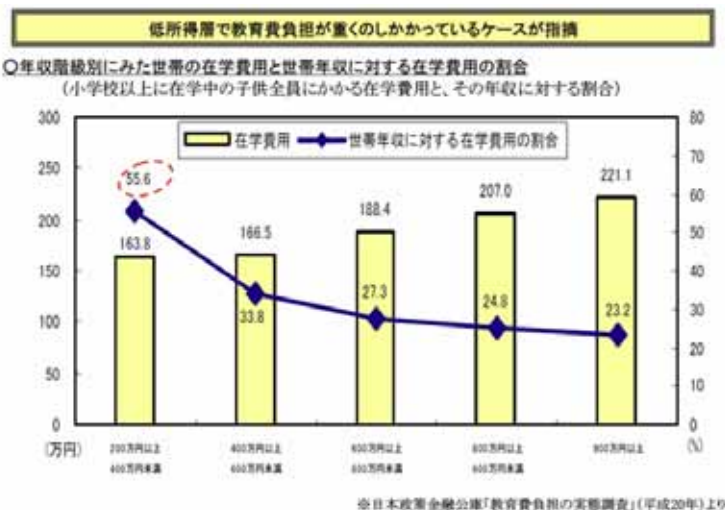
「生活保護受給率」「児童扶養手当受給率」は、不詳を除いた母集団に占める割合である。

出所: 「平成23年度 全国母子世帯等調査の結果」厚生労働省をもとに筆者作成

湯澤直美「平成23年度全国母子世帯等調査」にみるひとり親世帯の動向 学歴指標の導入に焦点をあてて、『貧困研究』vol.9、明石書店、2012年に掲載

(2) 学校教育における私費負担の高さと進路選択

図8



平成 23 年度 日本政策金融公庫 教育費負担の実態調査の知見

入学費用と在学費用を累計すると、子供1人当たりの費用は、高校3年間で 335.2 万円となる。大学に入学した場合 707.1 万円が加わり、高校入学から大学卒業までに必要な費用の合計は、1,042.3 万円

高校卒業後の入学先別にみると、私立大学に入学した場合の累計金額は、理系で 1,156.8 万円、文系で 1,027.7 万円となっているのに対し、国公立大学では 884.5 万円となっている。

在学費用の年収に対する割合は、平均で 37.7%。前年調査(37.6%)と比べ 0.1 ポイント増加。

年収階層別にみると、年収が低い世帯ほど負担は重くなっており、「年収 200 万円以上 400 万円未満」の世帯における在学費用の割合は 57.5%と、年収の半分以上を占めている。

世帯年収(平均)は、566.9 万円となっており、前年調査(572.5 万円)と比べ 5.6 万円減少している。

図 9 親の収入と高卒後の進路

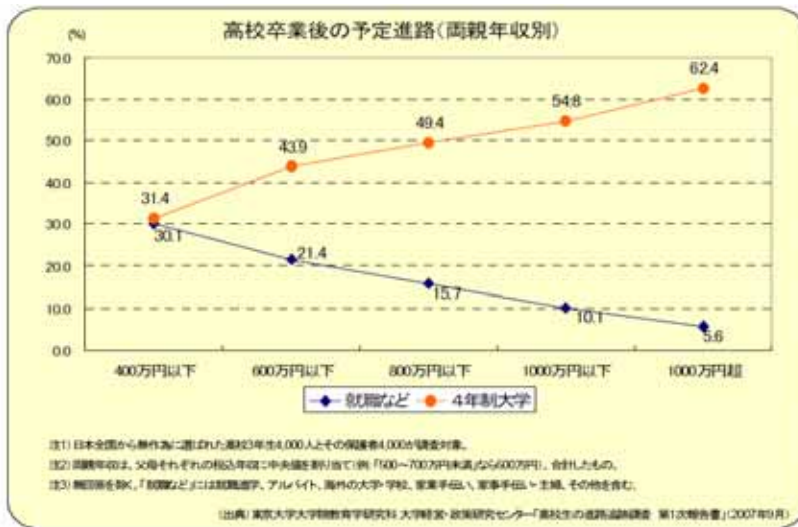


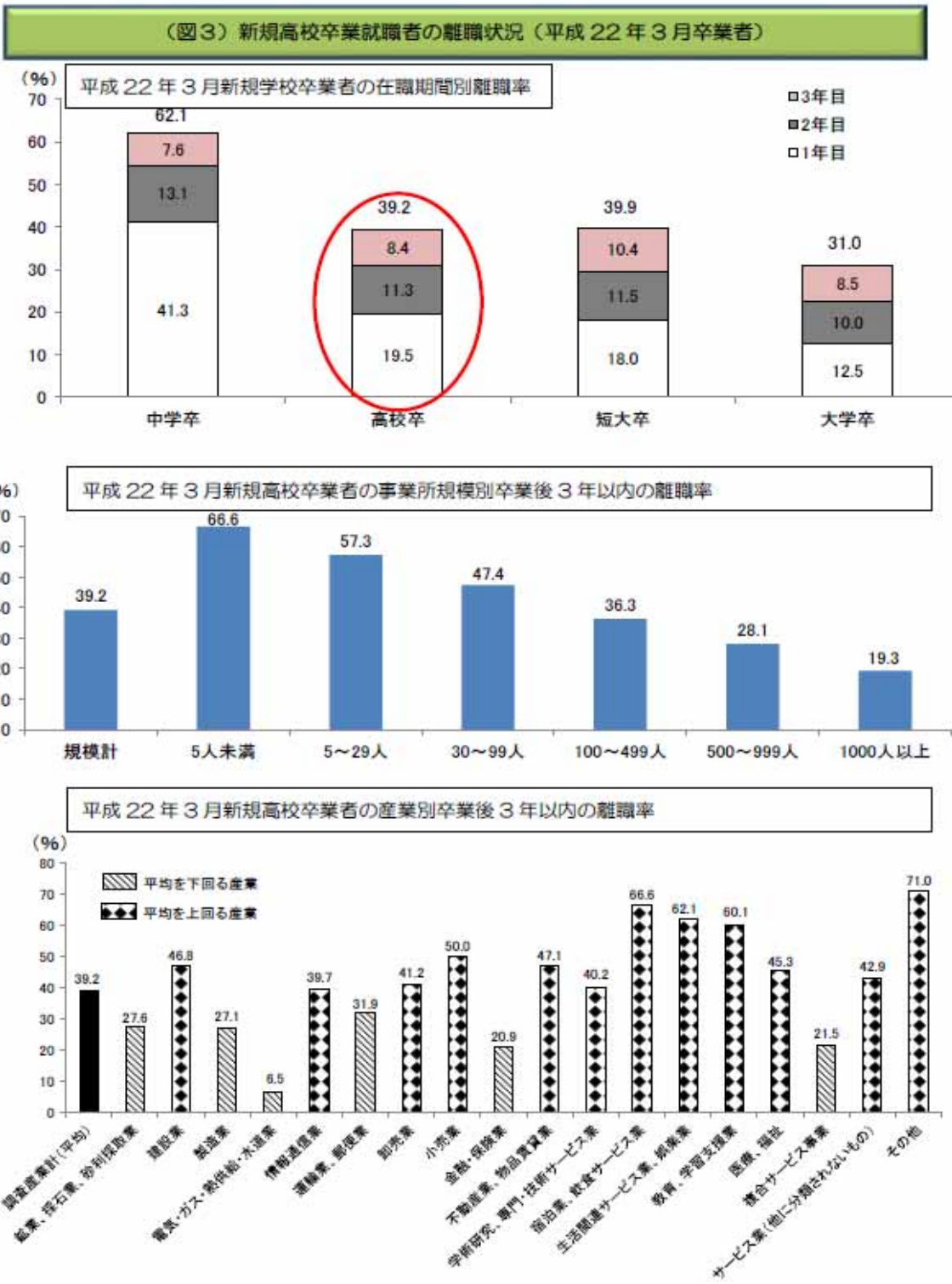
表 10 母子世帯の子どもの最終進学目標:保護者の学歴階層別

子の進学 親の学歴	総数	中学校	高校	専修・ 各種学校	短大・高等 専門学校	大学・ 大学院	その他
総数	1,575	9	477	218	174	607	90
	100.0%	0.6%	30.3%	13.8%	11.0%	38.5%	5.7%
中学校	205	5	95	24	24	41	16
	100.0%	2.4%	46.3%	11.7%	11.7%	20.0%	7.8%
高校	760	2	299	100	89	231	39
	100.0%	0.3%	39.3%	13.2%	11.7%	30.4%	5.1%
専修・各種学校	214	2	37	48	14	97	16
	100.0%	0.9%	17.3%	22.4%	6.5%	45.3%	7.5%
短大・高専	261	0	38	38	43	130	12
	100.0%	—	14.6%	14.6%	16.5%	49.8%	4.6%
大学・大学院	110	0	3	6	2	96	3
	100.0%	—	2.7%	5.5%	1.8%	87.3%	2.7%
その他	25	0	5	2	2	12	4
	100.0%	—	20.0%	8.0%	8.0%	48.0%	16.0%

出所:「平成 23 年度 全国母子世帯等調査の結果」厚生労働省をもとに筆者作成

湯澤直美「平成 23 年度全国母子世帯等調査」にみるひとり親世帯の動向 学歴指標の導入に焦点をあてて」『貧困研究』vol.9、明石書店、2012 に掲載

(3) 子ども・若者をめぐる就労



出典:厚生労働省「新規学卒者の離職状況」2013年10月29日